

公有建物災害共済事業の変更点・留意点

○インターネット契約システム 算定連絡期間の延長対応について

1 当初対象予定契約

当初、算定連絡期間は2016年度（平成28年度）契約から次契約への継続を対象にしたものといたしました。

2 延長対応

(1) 対象契約

- ① 2017年度（平成29年度）契約から次契約への継続
- ② 2018年度（平成30年度）契約から次契約への継続

(2) 延長理由

算定連絡システムは、平成29年度の本会標準的㎡単価改定に伴う共済基準額の見直しのために用意されたものですが、一度に全ての物件の見直しを出来なかった団体もあり、継続使用の要望が出たため。

3 今後の流れ

(1) リリース予定日

平成29年12月22日（金）

(2) 周知

昨年配布した『共済基準額の見直しガイドブック』に延長に伴うシステムの変更点等を加え、リリース日までに全加入団体担当者の手元に届くようにします。

○リフトの搬器の加入について

1 従来の取扱い

リフトの搬器については、鉄道の「車両」部分に相当することから、加入できないものとしていました。（取り外して倉庫に保管しているものを、収容動産として加入することは可能としていました。）

2 今後の取扱い

諸設備工作物として、共済委託できるものとします。

3 注意点

- (1) 握放索不完全に起因する損傷については支払対象外とします。
- (2) スキーストック等で座面につけられた落書き及びこれらに類する損害については、共済の目的に支障を来さない損害と解釈し、規程第6条第1項第6号、細則第4条第6項に該当しない損害として取扱います。